

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 ^{フジグミ} 藤井組
 住所 奈良県桜井市初瀬1592番地の
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{フジイ タカシ} 藤井 剛士
 電話番号 0744-47-7051
 FAX番号 0744-47-7176
 メールアドレス fujii@fujii-gumi.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

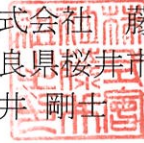
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 藤井組
住 所 奈良県桜井市初瀬1592番地の1
代表者氏名 藤井 剛士



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	フジイグミ 株式会社 藤井組		
住 所	奈良県桜井市初瀬1592番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	フジイタシ 代表取締役 藤井 剛士		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者	代表取締役藤井康士	代表取締役藤井剛士	令和 2年12月10日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 藤井組
住 所 奈良県桜井市初瀬1592番地の1
代表者氏名 代表取締役 藤井 剛士



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市大字初瀬1592番地の1
株式会社藤井組

会社法人等番号	1500-01-009504
商号	株式会社藤井組
本店	奈良県桜井市大字初瀬1592番地の1
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	昭和54年5月9日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木建築総合請負業 2 土木建築工事の設計及び監理業 3 宅地建物取引業 4 コンサルタント業 5 前各号に附帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">平成20年12月20日変更、平成20年12月24日登記</p>
発行可能株式総数	16万株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株
株券を発行する旨の定め	<p>当会社の株式については、株券を発行する</p> <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記</p>
資本金の額	金5000万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

奈良県桜井市大字初瀬1592番地の1
株式会社藤井組

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>藤井康士</u>	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年 1月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井康士</u>	平成29年12月31日重任 ----- 平成30年 1月 4日登記
			令和 2年12月 5日死亡 ☆
			令和 2年12月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井平俊</u>	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年 1月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井平俊</u>	平成29年12月31日重任 ----- 平成30年 1月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>藤井ゆみ</u>	平成19年12月31日重任 ----- 平成20年 1月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井ゆみ</u>	平成29年12月31日重任 ----- 平成30年 1月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井剛士</u>	平成19年12月31日就任 ----- 平成20年 1月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤井剛士</u>	平成29年12月31日重任 ----- 平成30年 1月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>堀内太郎</u>	平成29年 5月12日就任 ----- 平成29年 5月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>堀内太郎</u>	平成29年12月31日重任 ----- 平成30年 1月 4日登記

奈良県桜井市大字初瀬 1 5 9 2 番地の 1
株式会社藤井組

	奈良県桜井市大字初瀬 1 5 9 2 番地の 1 代表取締役 <u>藤 井 康 士</u>	平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日 重任 ----- 平成 2 0 年 1 月 7 日 登記
	奈良県桜井市大字初瀬 1 5 9 2 番地の 1 代表取締役 <u>藤 井 康 士</u>	平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日 重任 ----- 平成 3 0 年 1 月 4 日 登記
		令和 2 年 1 2 月 5 日 死亡 ----- 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 登記
	奈良県桜井市大字初瀬 1 5 9 2 番地の 1 代表取締役 <u>藤 井 剛 士</u>	令和 2 年 1 2 月 1 0 日 就任 ----- 令和 2 年 1 2 月 1 1 日 登記
	<u>監査役</u> <u>藤 井 幹 子</u>	平成 1 9 年 1 2 月 3 1 日 重任 ----- 平成 2 0 年 1 月 7 日 登記
	監査役 <u>藤 井 幹 子</u>	平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日 重任 ----- 平成 3 0 年 1 月 4 日 登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成 3 0 年 1 月 4 日 登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日 登記
監査役設置会社に に関する事項	監査役設置会社	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日 登記
登記記録に関する 事項	平成 1 7 年法務省令第 1 9 号附則第 3 条第 2 項の規定により	平成 1 7 年 8 月 1 0 日 移記



奈良県桜井市大字初瀬 1 5 9 2 番地の 1
株式会社藤井組

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3 年 7 月 1 5 日

奈良地方法務局桜井支局

登記官

二 柿 正 直



定 款

株式会社藤井組

定 款

第1章 総 則

【商 号】

第 1 条 当社は、株式会社藤井組と称する。

【目 的】

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築総合請負業
2. 土木建築工事の設計及び監理業
3. 宅地建物取引業
4. コンサルタント業
5. 前各号に附帯する一切の事業

【本店の所在地】

第 3 条 当社は、本店を奈良県桜井市に置く。

【公告の方法】

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第 5 条 当社が発行することができる株式の総数は、160,000株とする。

【株券の発行】

第 6 条 当社の株式については株券を発行する。

【株券の種類】

第 7 条 当社が発行する株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1000株券の5種類とする。

【株式の譲渡制限】

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

【名義書換】

第 9 条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、当社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

【質権の登録および信託財産の表示】

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

【株券の再発行】

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。
2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに必用書類を添えて提出しなければならない。

【手数料】

第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

【基準日】

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿の記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間までに公告するものとする。

【株主の住所等の届出】

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、

当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

【招 集】

- 第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

【招集手続の省略】

- 第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

【議 長】

- 第17条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

【決議の方法】

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

【決議の省略】

- 第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、

同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

【株主総会議事録】

第20条 株主総会議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役

【取締役の員数】

第21条 当会社の取締役は3名以上とする。

【取締役の選任及び解任】

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

3 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【取締役の任期】

第23条 取締役の任期はその選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残存期間と同一とする。

【代表取締役及び役付取締役】

第24条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2 代表取締役は、社長とする。

【業務執行】

第25条 社長は会社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

【取締役会の設置】

第26条 当社は取締役会を置く。

【取締役会の招集】

第27条 取締役会は、社長が招集し、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の方法】

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役会議事録】

第30条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

【報酬等】

第31条 取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

【監査役の設定及び権限】

第32条 当社は、監査役1名以上を置く。ただし、監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

【選任及び解任の方法】

第33条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって行う。

【監査役の任期】

第34条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

【報酬等】

第35条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

【事業年度】

第36条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

【剰余金の配当】

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

【剰余金の配当の除斥期間】

第38条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受理されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 3 年 7 月 15 日

本店 奈良県桜井市大字初瀬1529番地の1
商号 株式会社藤井組
代表取締役 藤井剛士

